明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件（総務四二八）　一
○ヒトＥＳ細胞の樹立及び分配に関する指針を定める件（文部科学一五六八）　二
○ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針を定める件（同一五七）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分、特定計量器型式承認、住宅型式性能認定関係　四
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　六
会社その他
会社決算公告　八

告示

○総務省告示第四百二十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の六第二項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証明機関から技術基準適合証明及び工事設計認証をした旨の報告があったので、同法第三十八条の六第三項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十一年八月二十一日

総務大臣　佐藤　勉